

日本学生支援機構寄附金事業 「JASSO 災害支援金」の ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生・生計維持者）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）

※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 災害支援金」の振込み

日本人学生 （ JASSO ⇒ 学生 ）

外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

JASSO 災害支援金

1.本事業の目的

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する事業です。

2.申請資格

次の(1)～(3)**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

(1)日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

(2)自然災害等の発生により、**居住する住宅**（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）**若しくは**床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下、「長期避難」という。）した場合。**

(3)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ JASSO の貸与・給付奨学金利用の有無は問いません。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3.支給額

10 万円 ※ 返還不要

4.申請書類

申請書類および添付書類は以下からダウンロードできます。

【申請書および添付書類】

https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2026/09/2490_shinseisho202604.pdf



【（参考）JASSO 災害支援金に関する日本学生支援機構ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



5.支援金の申請方法

上記の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

6.申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中である必要があります（大学への書類提出期限は原則申請事由の発生月の翌月から起算して5か月以内）。

災害	大学への書類提出期限
令和8年台風第18号に伴う災害 【鹿児島県】 大島郡徳之島町（法適用日：令和8年8月25日）	2027年1月25日（月）
令和8年台風第25号に伴う災害 【千葉県】 銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（法適用日：令和8年9月20日） 【東京都】 大島町（法適用日：令和8年9月21日） 【神奈川県】 三浦市（法適用日：令和8年9月20日） 横須賀市（法適用日：令和8年9月21日） ※「令和8年8月13日から的大雨に伴う災害」において、災害救助法が適用された千葉県の市町については、「令和8年台風第25号に伴う災害」においても災害救助法が適用されています。	2027年2月22日（月）
令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害 【鹿児島県】 熊毛郡屋久島町（法適用日：令和8年9月4日） 【愛知県】 名古屋市（法適用日：令和8年9月8日）	2027年2月4日（木）
令和8年8月27日から的大雨に伴う災害 【富山県】 高岡市、氷見市、小矢部市、射水市（法適用日：令和8年8月27日） 【石川県】 羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町（法適用日：令和8年8月27日）	2027年1月29日（金）

【福井県】 福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町（法適用日：令和 8 年 8 月 29 日）	
令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害 【千葉県】 千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町（法適用日：令和 8 年 8 月 13 日）	2027 年 1 月 13 日（水）
令和 8 年熊本地震に係る災害 【熊本県】 熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町（法適用日：令和 8 年 7 月 28 日）	2026 年 12 月 21 日（月）
令和 8 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害 【栃木県】 足利市（法適用日：令和 8 年 7 月 17 日）	2026 年 12 月 17 日（木）
令和 8 年 7 月 7 日に発生した土砂崩れに係る災害 【滋賀県】 甲賀市（法適用日：令和 8 年 7 月 7 日）	2026 年 12 月 7 日（月）
令和 8 年 6 月 24 日からの大雨に係る災害 【鹿児島県】 薩摩川内市（法適用日：令和 8 年 6 月 24 日）	2026 年 11 月 24 日（火）

7.審査結果の通知および支援金の支給について

JASSO における審査結果（支給の可否）は、大学から通知します。また、支給対象者には、JASSO から指定口座に支援金が振り込まれます。

※ 審査結果は、申請書類を大学で受領した月の翌月の上旬頃に個別に連絡します。

※ 支給日は審査結果通知により通知します（概ね通知の 1 週間以内）。

8.申請書類の提出先（各担当窓口） ※ 不明な点は各担当窓口までお問合せください。

申請書類は、各担当窓口まで、必ず記録が残る郵送方法（書留，簡易書留，特定記録，レターパック，レターパックライト等）でお送りください。

ご連絡・ご質問は下記お問い合わせフォームよりお願いします。

※ 順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

対象	担当窓口
多摩・茗荷谷キャンパス通学生	学生部事務室奨学課 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48
在留資格「留学」の学生※	国際センター https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55
後樂園キャンパス通学生	学生部事務室都心学生生活課 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44
市ヶ谷田町キャンパス通学生	学生部事務室都心学生生活課（市ヶ谷田町担当） https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=138
法科大学院生	法科大学院事務課 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26
戦略経営研究科生	戦略経営研究科事務課 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27
通信教育部生	通信教育部事務室 http://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/contact/

※ 後樂園キャンパスに通学している在留資格「留学」の学生は学部事務室へ書類を提出してください。

以上